

《久慈市就学援助事業について》

久慈市教育委員会



就学援助とは何ですか？

経済的理由によりお困りの方を対象に、小・中学生の学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費などを助成する制度です。



だれが受けることができるのですか？

久慈市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者又は久慈市に住所があり、他の市町村市町村に区域外就学をしている児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・生活保護を受けている方、また保護の停止・廃止となった方
- ・久慈市教育委員会教育長が定める認定基準に該当する方（同居家族の総収入額が、基準額の1.3倍未満の方が対象となります。基準額は家族の年齢、家族構成、家賃等により異なります。また、審査に使用する収入は、申請した月により異なります。（前々年又は前年））



就学援助を受けられる目安		※平成30年・持家の例
家族構成		総収入額 (所得額ではなく収入額)
2人世帯	母(29歳)・子(6歳)	約265万円
3人世帯	父(36歳)・母(34歳)・子(9歳)	約300万円
4人世帯	父(45歳)・母(42歳)・子(12歳)・子(10歳)	約380万円
5人世帯	父(45歳)・母(42歳)・子(14歳)・子(12歳)・子(10歳)	約460万円

※ 上記の総収入額は、あくまで目安であり、家族の年齢・家族構成・社会保険料・家賃等により異なります。
また、生活保護基準を参考にしているため、変更になる場合もあります。
総収入額とは、前々年又は前年1年間の同居家族全員の総収入額（年金・児童扶養手当等含）です。
自営業（農業）収入については、必要経費控除後の金額です。

※ 失業（勤務先変更含む）により収入が著しく減少した場合及び東日本大震災により被災（家屋が半壊以上）した場合は、現状により審査します。

就学援助を受けるには、どのような手続きをすればいいですか？



お子さまが在籍している学校を通じ、申請してください。きょうだいが小・中学校ともに在籍している場合は、小学校に提出してください。
(申請書は各学校・教育委員会にあります)

※申請は、年間を通じて受付しています。

援助の内容はどのようなものですか？

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費（中学生のみ）、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費（中学生のみ）、生徒会費、PTA会費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費です。※新入学児童生徒学用品費は、認定日により支給対象とならない場合があります。

※医療費援助は、虫歯、結膜炎（アレルギー性除く）、中耳炎など（学校保健安全法施行令第8条に定める疾病）の治療費が支給対象となるものですが、就学援助の申請とは別に「学校保健医療費援助認定申請書」による申請が必要です。また、医療費の援助を受けるには、病院に行く前に医療券の交付を受けてください。

医療券とは何ですか？

対象となる疾病の治療費の支給を受ける際に、使用するものです。病院に行く前に学校に申請し、交付を受け、病院に提出してください。（医療券を使用した場合、窓口での負担はありません）



援助費はどのように支給されるのですか？

学校給食費については学校給食センターへ、医療費は医療機関へ、教育委員会から直接納入します。その他の援助費については、保護者指定口座に振り込みます。

就学援助は、年3回に分けて支給され、その時期は、7月、12月、3月の各下旬頃の予定です。

※詳しくは、通学する学校または下記担当へお気軽にお問い合わせください。

担当：教育委員会事務局 教育総務課 学校事務係（TEL0194-52-2154）